

○財務省告示第二百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年八月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五百五

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用等 第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札」と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、「価格

別参加者
・第Ⅱ
格競争
入札発行
利率
経過利
の払込み

(一) 年〇・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額に加えた第
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{64}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

初期利子

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座についで、前記(一)の算に
にり出し、金額を乗じた金額
額に百分の十を乗じた金額
() おいて、取得する者が非
に、又は外国に算入する場
者、又は外国に算入する場
は、又は外国に算入する場
し、又は外国に算入する場
外、又は外国に算入する場
税、又は外国に算入する場
除、又は外国に算入する場
平成二十年十二月十日を
払つた金額を、次式により算
し、その金額を、次式により算
は、その金額を、次式により算
下、次号及び第十号において

二十	十九	十八	十七	十六		十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の二期利息
平成二十四年八月二十三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成十九年六月二十日	る利息を支払う。	い、その日以、前六月間に属す

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$